

制定 令和4年5月24日

改正 令和4年7月22日

改正 令和5年4月21日

中小企業等知的財産活動支援事業費補助金（日本出願を基礎としたスタートアップ設立に向けた国際的な権利化支援事業）実施要領を次のとおり制定する。

令和4年5月24日

一般社団法人発明推進協会 会長 岩井 良行

中小企業等知的財産活動支援事業費補助金
（日本出願を基礎としたスタートアップ設立に向けた国際的な権利化支援事業）実施要領

（目的）

第1条 この要領は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）並びに中小企業等知的財産活動支援事業費補助金（日本出願を基礎としたスタートアップ設立に向けた国際的な権利化支援事業）交付要綱（20220302特第1号。以下「要綱」という。）に基づき、自身の研究成果をスタートアップにおいて事業化させる予定の者の優れた技術やイノベーションのグローバルな事業化支援の一環として一般社団法人発明推進協会（以下「補助事業者」という。）が行う、外国特許出願をする者及び外国特許出願費用を負担する者（以下「間接補助事業者」という。）による、当該研究成果に係る日本出願を基とした外国特許出願の出願手続（以下「出願手続」という。）又は外国特許庁へ行った特許出願に対して外国特許庁から発せられた拒絶理由通知に対する中間応答若しくは外国特許庁へ行った特許出願に対する審査請求（以下「中間応答等」という。）（「出願手続」及び「中間応答等」をまとめて、以下「間接補助事業」という。）に要する経費の一部を助成する事業（以下「補助事業」という。）における間接補助事業者に対する補助金（補助事業者が経済産業大臣から交付を受けた補助金をその財源として交付する補助金をいう。以下「間接補助金」という。）の交付手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

（交付の対象）

第2条 補助事業者は、次の第1号から第2号の要件を満たす外国特許出願について間接補助事業を行う者であって、次の第3号から第5号の要件を満たす者（ただし、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項第1号から第3号に規定する中小企業者（第6号のいずれかに該当する者を除く。）及びそれらの中小企業者で構成されるグループ（構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者）（以下「中小企業者等」という。）を除く。）に対し、外国特許出願に必要な経費であって、要綱別表に掲げる外国出願助成費のうち、間接補助金交付の対象として補助事業者が必要かつ適当と認める経費（以下「助成対象経費」という。）について予算の範囲内で間接補助金を交付する。

- （1）既に日本国特許庁に行っている出願（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和53年法律第30号）第2条に規定する、日本国特許庁を受理官庁とする国際出願（以下「PCT国際出願」という。）を含む。以下「外国特許庁への出願の基となる出願」という。）を基として、次のいずれかに該当する方法により、外国特許庁等へ行う出願（以下「外国特許庁への出願」という。）。

- (ア) パリ条約（1900年12月14日にブラッセルで、1911年6月2日にワシントンで、1925年1月6日にハーグで、1934年6月2日にロンドンで、1958年10月31日にリスボンで及び1967年7月14日にストックホルムで改正され、並びに1979年9月28日に修正された工業所有権の保護に関する1883年3月20日のパリ条約をいう。以下同じ。）等に基づき、同条約第4条の規定による優先権を主張して外国特許庁への出願を行う方法
- (イ) 1970年6月19日にワシントンで作成された特許協力条約（以下「特許協力条約」という。）に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（PCT国際出願を外国の国内段階に移行する方法）（ダイレクトPCT国際出願の場合、PCT国際出願時に日本国を指定国に含み、国内移行する案件に限る。）
- (2) 本間接補助金の交付を受ける外国特許庁への出願と外国特許庁への出願の基となる出願との両方の出願人名義に間接補助事業を行う同一の者が含まれる出願。
- (3) 本要領その他補助事業者が別に定める必要な事項に基づく間接補助事業者から補助事業者への書類提出について、外国特許庁への手続業務を依頼する国内弁理士等（以下「選任代理人」という。）の協力が得られる者又は自ら同業務を現地代理人に直接依頼する場合等において同等の書類を提出できる者。
- (4) 国及び補助事業者等が行う補助事業完了後5年間の状況調査（フォローアップ調査、ヒアリング等）に協力することを了承する者。
- (5) 出願手続に係る間接補助事業について、審査請求が必要なものには、各国の特許庁が定める期日までに必ず審査請求を行うことを了承する者。出願手続及び中間応答等に係る間接補助事業について、中間応答の必要が生じたものには、応答することを了承する者。ただし、やむを得ない理由により中間応答をせず拒絶査定に至った場合は、その理由を事情説明書等で報告することとする。
- (6) 次の（ア）から（カ）いずれかの項目に該当する者。ただし、中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社もしくは投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合に該当する者については、中小企業者等以外の者であって、事業を営む者（以下「大企業」という。）として取り扱わないものとする。
 - (ア) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者等
 - (イ) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者等
 - (ウ) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者等
 - (エ) 資本金又は出資の総額が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業者等
 - (オ) 間接補助金申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者等
 - (カ) その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる中小企業者等

- 2 補助事業者は、前項の規定により交付の対象となる者（以下「代表事業者」という。）の外国特許出願について、代表事業者から実施権の設定等を受けた者であって、間接補助事業に要する経費の一部又は全部を代表事業者に代わり負担する者（以下「共同事業者」という。）に対し、その負担する助成対象経費について間接補助金を交付する。
- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」記に記載されている事項に該当する者は、交付の対象とならない。
- 4 助成対象経費には、日本国特許庁に支払う費用（PCT国際出願に要する国際出願手数料を含む。）を含まないものとする。

- 5 間接補助事業者が他の事業者との共同出願で外国特許庁への出願を行う場合には、間接補助事業者（第2項の規定に基づく場合、代表事業者）の持分比率に応じた額（ただし、間接補助事業者（第2項の規定に基づく場合、代表事業者及び共同事業者）が負担した額の範囲内）を助成対象経費とする。

（補助率及び上限額）

第3条 間接補助金の補助率は、第2条に規定する助成対象経費の2分の1以内とする。

- 2 上限額は、出願手続については1ファミリーごとに150万円、中間応答等については1手続ごとに50万円とする。間接補助事業者が他の事業者との共同出願で外国特許庁への出願を行う場合には、間接補助事業者の持分比率（第2条第2項の規定に基づく場合、代表事業者）に応じた額（ただし、間接補助事業者（第2条第2項の規定に基づく場合、代表事業者及び共同事業者）が負担した額の範囲内）を上限額とする。

（交付の申請）

第4条 間接補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、様式第1による交付申請書を補助事業者に提出しなければならない。

- 2 交付申請者は、前項の交付の申請をするに当たって、当該間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 第2条第1項の規定により交付の対象となる複数の者による共同出願について間接補助金の交付を受けようとする場合、当該複数の者が共同で第1項の交付の申請をすることができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、第2条第2項の規定に基づき、共同事業者が代表事業者の外国特許出願について間接補助金の交付を受けようとする場合、代表事業者と共同で第1項の交付の申請をしなければならない。
- 5 第1項の交付の申請を共同でした場合、第5条に規定する他の交付申請等も共同でなければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

第5条 交付申請者による前条第1項の規定に基づく交付の申請又は間接補助事業者による第9条の規定に基づく申請の取下げ、第11条第1項の規定に基づく計画変更の申請、第13条の規定に基づく事故の報告、第14条の規定に基づく状況報告、第15条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、第17条第2項の規定に基づく支払請求若しくは第18条第1項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告（以下「交付申請等」という。）については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき経済産業大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第6条 補助事業者は、前条の規定により行われた交付申請等に係る第8条第1項の規定に基づく通知、第11条第1項の規定に基づく承認、第13条の規定に基づく指示、第14条の規定に基づく要求、第16条第1項の規定に基づく通知、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令（第18条第3項及び第19条第4項の規定において準用する場合を含む。）、第18条第2項の規定に基づく返還命令、第19条第1項の規定に基づく取消し若しくは変更、同条第2項の規定に基づく返還命令又は同条第3項の規定に基づく納付命令について、当該通知等を補助金申請システム又は電子メールにより行うことができる。

(交付に係る選定の基準)

第7条 補助事業者は、第4条第1項の規定による交付申請書の提出があった場合には、設置した委員会において、次の各号に掲げる事項を基準として審査を行う。

- (1) 出願先での権利取得の可能性
- (2) スタートアップによる事業化の実現性
- (3) 出願先での市場性や事業性
- (4) 間接補助事業者(代表事業者)の保有特許権の他者への実施許諾率
- (5) 間接補助事業者(代表事業者)の外国への特許出願比率
- (6) 第1号から前号までに規定するもののほか、補助事業者が委員会の承認をもって別に定める審査基準

(交付決定の通知)

第8条 補助事業者は、前条の規定により第4条第1項の規定による交付申請書の内容を審査し、間接補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定を行い、様式第2による交付決定通知書を交付申請者に送付するものとする。

- 2 補助事業者は、第4条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、間接補助金に係る消費税等仕入控除税額について、間接補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 3 補助事業者は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第9条 間接補助事業者は、間接補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に補助事業者に書面をもって申し出なければならない。

(間接補助事業の経理等)

第10条 間接補助事業者は、間接補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかななければならない。

- 2 間接補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を間接補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、補助事業者の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。

(計画変更の承認等)

第11条 間接補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第3による申請書を補助事業者に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 間接補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - (ア) 出願国の法令及び出願形式に合わせるための形式的な変更である場合
 - (イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
- (2) 間接補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 補助事業者は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(債権譲渡の禁止)

第12条 間接補助事業者は、第8条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を補助事業者の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 補助事業者が第16条第1項の規定に基づく確定を行った後、間接補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、間接補助事業者が補助事業者に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、補助事業者は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、間接補助事業者から債権を譲り受けた者が補助事業者に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 補助事業者は、間接補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
 - (3) 補助事業者は、間接補助事業者による債権譲渡後も、間接補助事業者との協議のみにより、間接補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら間接補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて間接補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、補助事業者が行う弁済の効力は、補助事業者が定める規定に基づき、補助事業者が支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(事故の報告)

第13条 間接補助事業者は、間接補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は間接補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第4による事故報告書を補助事業者に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第14条 間接補助事業者は、間接補助事業の遂行及び収支の状況について、補助事業者の要求があったときは速やかに様式第5による状況報告書を補助事業者に提出しなければならない。

(実績報告)

第15条 間接補助事業者は、間接補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は当該年度内であって補助事業者が別に定める日のいずれか早い日までに様式第6による実績報告書を補助事業者に提出しなければならない。

- 2 間接補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、第1項の補助事業者が別に定める日までに前項に準ずる実績報告書を補助事業者に提出しなければならない。
- 3 間接補助事業者は、第1項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、補助事業者は期限について猶予することができる。
- 4 間接補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、間接補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(間接補助金の額の確定等)

- 第16条 補助事業者は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る間接補助事業の実施結果が間接補助金の交付の決定の内容(第11条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき間接補助金の額を確定し、間接補助事業者に通知する。
- 2 補助事業者は、間接補助事業者に交付すべき間接補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える間接補助金が交付されているときは、その超える部分の間接補助金の返還を命ずる。
 - 3 前項の間接補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(間接補助金の支払)

- 第17条 間接補助金は前条第1項の規定により交付すべき間接補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。
- 2 間接補助事業者は、前項の規定により間接補助金の支払を受けようとするときは、様式第7による精算(概算)払請求書を補助事業者に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う間接補助金の返還)

- 第18条 間接補助事業者は、間接補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第8により速やかに補助事業者に報告しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 第16条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

- 第19条 補助事業者は、第11条第1項第2号の間接補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第8条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 間接補助事業者が、法令、要綱、本要領又は法令、要綱若しくは本要領に基づく補助事業者の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 間接補助事業者が、偽りその他不正の手段によって、交付の申請をし、交付決定を受けたと認められる場合
 - (3) 間接補助事業者が、間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合
 - (4) 間接補助事業者が、間接補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(5) 交付の決定後生じた事情の変更等により、間接補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(6) 間接補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

- 2 補助事業者は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する間接補助金が交付されているときは、期限を付して当該間接補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 補助事業者は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第5号に規定する場合を除き、その命令に係る間接補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく間接補助金の返還については、第16条第3項の規定を準用する。

(守秘義務)

第20条 補助事業者は、補助事業の実施により知り得た間接補助事業者の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益に利用しないものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定にかかわらず、少なくとも、間接補助事業者の名称、所在地及び交付の決定を受けた出願件数について外部公表しなければならない。また、間接補助事業者に対し、間接補助事業者の名称、所在地及び交付の決定を受けた出願件数に加え、採択日、交付決定日、法人番号、交付決定金額及び確定金額についても外部公表されることについて、周知しなければならない。

(査定状況等の報告)

第21条 間接補助事業者は、間接補助事業により行った外国特許庁への出願について、補助事業者の承認を受けずに、自ら放棄又は取下げ等を行わないものとし、間接補助事業により行った全ての外国特許庁への出願について査定結果を受領するまで、毎年3月末現在の状況を5末日までに、様式第9により査定状況等を補助事業者に報告しなければならない。

- 2 間接補助事業者は、第2条第1項第4号の規定による国及び補助事業者等が行う補助事業完了後5年間の状況調査（フォローアップ調査、ヒアリング等）に協力しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第22条 間接補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について間接補助金の交付申請前に確認しなければならない。交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他必要な事項)

第23条 本要領のほか、第7条第1項第6号の規定による審査基準及び第15条第1項の規定による実績報告書の提出締切日その他補助事業の実施に必要な事項は、補助事業者が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年度予算から適用する。ただし、改正前に交付した補助金に係る手続については、なお従前の例による。

暴力団排除に関する誓約事項

当法人（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、間接補助金の交付の申請をするに当たって、また、間接補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき